

令和8年度 伊勢市特定教育・保育施設等確認指導・確認監査実施計画

1 基本方針

本市における確認指導・監査（以下「指導等」という。）は、特定教育・保育施設等（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者並びに法第30条の20に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）に対し、法第33条及び第45条並びに第54条の3に定める設置者の責務、伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に関する条例（平成26年条例第27号）及び伊勢市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（令和7年条例第53号）、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」（平成27年内閣府告示第49号）、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（平成28年8月23日付府子本第571号、28文科初第727号、雇児発0823第1号）等（以下「内閣府告示等」という。）に定める特定教育・保育等の提供及び施設の運営に関する基準並びに施設型給付費等の請求等に関する事項について周知徹底させるとともに過誤・不正の防止を図るために実施します。

2 対象施設・事業者

- (1) 特定教育・保育施設
 - ① 保育所
 - ② 認定こども園（幼保連携型、幼稚園型）
 - ③ 幼稚園
- (2) 特定地域型保育事業者
 - ① 小規模保育事業
- (3) 特定乳児等通園支援事業者

3 指導形態

- (1) 確認指導（集団指導）

特定教育・保育施設等に対して、内閣府告示等の遵守に関して周知徹底等を図る必要があると認める場合に、その内容に応じ、特定教育・保育施設等の設置者等を一定の場所に集めて講習等の方法により行います。なお、新たに開所し、確認を受けた施設等については、おおむね1年以内に実施します。

いずれの場合においても、あらかじめ集団指導を実施する日時、場所、予定

される指導内容等を文書により当該特定教育・保育施設等の設置者等に通知します。

また、やむを得ない事情により集団指導に欠席した特定教育・保育施設等には、当日使用した必要書類を送付する等、必要な情報提供に努めます。

(2) 確認指導（実地指導）

特定教育・保育施設等に対して、実地にて質問等を行うとともに、必要と認める場合、内閣府告示等の遵守に関して、各種指導等を行います。

また、確認指導（実地指導）は、伊勢市特定教育・保育施設等確認指導・監査実施要綱（令和5年4月1日制定）及び伊勢市特定乳児等通園支援事業者指導監査実施要綱により、本市に所在する全ての特定教育・保育施設等を対象に、原則として1年に1回実施します。実地指導を行わない施設においても、三重県の施設監査に同行し、運営状況等の把握に努めます。

(3) 確認監査

特定教育・保育施設等について法第39条、第40条、第51条及び第52条並びに第54条の3に定める行政上の措置に相当する違反の疑いがあると認められる場合又は施設型給付費等の請求について不正若しくは著しい不当（以下「違反疑義等」という。）が疑われる場合並びに確認指導（実地指導）の実施中に監査に移行した場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを目的として実施します。

確認監査に当たっては、監査の根拠規定、目的、日時、場所、担当者、準備すべき書類等を当該特定教育・保育施設等の設置者等に対して通知します。ただし、実地指導中において、監査への変更を行った場合等、これにより難しい場合は、この限りではありません。

令和8年度実地指導実施数（予定）

対象施設・事業者	令和8年度	
	対象数	計画数
保育園	17	17
認定こども園	8	8
幼稚園	3	3
小規模保育事業	4	4
乳児等通園支援事業者	3	3
合計	35	35